

平成23年度 エコタイヤ導入促進助成事業交付要領

平成23年 4月 1日
(社)滋賀県トラック協会

1. 対象商品

燃費の向上に効果があり、転がり抵抗を大幅に削減したトラック用エコタイヤ(別紙「対象商品一覧」のとおり)とする。

2. 助成金予算額

1,000万円

3. 助成額

平成23年度に新たに購入・装着した指定品目1本につき、
大型:2,000円、中型・小型:1,500円とする。
ただし、一会員事業者あたりの助成限度額は10万円とする。

4. 実施期間

平成23年4月1日~平成24年2月29日
上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする

5. 要 綱

別添「エコタイヤ導入促進助成事業交付要綱」のとおり

エコタイヤ対象商品一覧

滋賀県トラック協会
平成23年8月31日現在

メーカー名	商品名	型 式	備 考
(株) ブリヂストン	エコピア(E C P O P I A)	M 8 1 2	小型用オールシーズン
		M 8 8 5 (商品コード:5632に限る)	トレーラ用
		M 8 0 1	オールシーズン
		M 8 9 1	オールシーズン
		S 7 8 1	オールシーズン
		R 6 8 0	小型用
		R 2 2 1	リブタイヤ
		R 2 0 1	小型用リブ
		W 9 1 1	スタッドレス
		W 9 0 1	スタッドレス
ダンロップファルケンタイヤ (株)	エコルト(E C O R U T)	S P 0 6 8	スタッドレス
		S P 1 2 8	リブタイヤ
		S P 6 2 8	オールシーズン
		S P 6 6 8、6 7 0	オールシーズン
		S P 6 7 8 K	オールシーズン
横浜ゴム (株)	ゼン(Z E N)	7 0 1 Z E	オールシーズン
		7 0 2 Z E	オールシーズン
		1 0 2 Z E	リブタイヤ
		9 0 2 Z E	スタッドレス
	プロフォース (P R O F O R C E)	T Y 7 8 7	オールシーズン
		R Y 0 1	小型用リブタイヤ
	TY 2 8 5	TY 2 8 5	小型用オールシーズン
(株) トーヨータイヤジャパン	ゼロシス (Z E R O S Y S)	M 1 3 6	小型用リブ
		M 6 3 4	小型オールウェザー
		M 1 6 6	リブタイヤ
		M 6 6 6	オールウェザー
		M 6 6 7 (プレミア)	オールウェザー
		M 9 6 6	スタッドレス
日本ミシュランタイヤ (株)	エナジタイヤ (E N E R G Y T I R E)	X Z A 2 + E N E R G Y	リブタイヤ
		X D A 2 + E N E R G Y	駆動軸専用タイヤ
		X J E 4 M I X E N E R G Y	オールシーズン
		X Z N M I X E N E R G Y	オールシーズン
		X I C E G R I P E N E R G Y X Z W	スタッドレス
	グリーンタイヤ (G R E E N T I R E)	X D W I C E G R I P G R E E N	スタッドレス

上記対象商品と同程度の機能を有するタイヤについては、別途検討し追加対象とすることが出来る。

上記対象商品については、メーカーがエコタイヤとして推奨し、かつ、低燃費(省燃費)等のデータが公開されている

エコタイヤ導入促進助成事業交付要綱

平成23年4月1日制定
社団法人滋賀県トラック協会

(目的)

第1条 社団法人滋賀県トラック協会(以下「協会」という。)は、環境対策の一環として、燃費の向上によるCO₂の排出削減を図るため、転がり抵抗を大幅に削減するエコタイヤの導入に要する経費の一部を助成する。

(対象商品)

第2条 助成の対象となるエコタイヤは別表「エコタイヤ対象商品一覧」のとおりとする。

(助成金の交付額)

助成金額は会員事業者が新たに指定品目を購入・装着し、支払いを完了したエコタイヤ1本当たり2,000円とし、1会員事業者あたり10万円を限度とする。

尚、リムサイズが17.5インチを超えるものを大型車用、17.5インチ以下のものを中小型車用とする。

第3条

(助成方法)

第4条 助成は申請順に助成する。

2. 予算額に達した場合は、申請を締め切る。

(交付申請及び助成金請求)

第5条 助成を希望する会員事業者は、様式1の「購入助成申請書及び助成金請求書」に必要事項を記入の上、協会に提出する。

(申請書の提出期限)

第6条 当該年度の適用日から当該年度の2月29日までとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認したときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 会員事業者は、助成金交付対象のエコタイヤ導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ、承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほかこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は関係者が協議して決定する。

(附則)

本要綱は、平成23年4月1日から適用する。

社団法人 滋賀県トラック協会 殿

(申請者)

住 所

氏名又は名称

代 表 者

印

(担当者

TEL

)

エコタイヤ導入促進助成申請書及び助成金請求書

エコタイヤ導入促進助成事業交付要綱第 5 条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請及び請求します。

記

助成申請(請求)額 _____ 円

・商品名 _____ (メーカー名: _____)
 タイヤサイズ _____ (大型車用 中小型車用)
 購入本数 _____ 本
 助成申請額 _____ 円

・商品名 _____ (メーカー名: _____)
 タイヤサイズ _____ (大型車用 中小型車用)
 購入本数 _____ 本
 助成申請額 _____ 円

タイヤサイズごとに標記。大型車用か中小型車用のどちらかに 印

・振込先

金融機関名		支店
口座番号	普通・当座	No.
口座名	(フリガナ)	

(添付書類)

購入した商品の納品書(写)および領収書(写)

新車購入時のオプション、もしくは新車標準タイヤの場合、車両注文書(写)

もしくは販売店発行の装着証明書、および車両購入の領収書(写)もしくは、リース契約書(写) 指定エコタイヤ品目名の記載のあるもの